押しなべて再開すべしという積極的な意見はありませんでした。

議会も前段に皆さんに意見を伺った時も同じ感じでした。

ただ行政の立場から行きますと感情論だけでは、いろいろ進めていく中では問題がある。我々は法にのっとった上でのいろんな判断をして進めていかなければならない。

そういう意味で全て元に戻すということではありませんが、この2月末をもって停止が切れたわけですから、3月から書籍等を、この町では他に扱うところはありません。

そういう面について再開をしていく。

このことと現在争っていることがあるからそれが駄目だというご意見も分かりますが、先ほども申し上げましたように行政としては法にものっとらなければならないということから、そういう判断をした。

最後の元係長なり書店の姿勢、これについてはどう考えるかということでありますが、これは日本国民の権利としては裁判を受ける権利が憲法でも保障されております。

そういう中で言っていることがどういう内容であろうとこれは権利があるわけですから、それは認めなければならない。

しかしながら本町としては相手方の言っていることについてはこれは争っていくという姿勢で今裁判を進めている。

<岩崎議員>

理解できない面があります。

町長はお詫びと認めたという話です。

お詫びと謝罪というのは概ねイコールです。

謝罪の方は罪を認めて謝るというふうに書きますね、罪を認めたのであれば損害賠償額についても何らかの対応をしていただかなければならない。

今までは関係ない、賠償額も払いませんといってきたが、罪を認めたなら賠償額の方もきちっとした方向をつけるべきと思います。

単に感情論だけで言っているわけではありません。

損害賠償について町民の皆さんの税金を使って支払の訴訟を提起している。

そうであれば感情論だけで進めるわけにはいかないということは、矛盾してると思います。

もう一度、その辺をお答え願いたい。

町が被った損害、裁判費用の他に誰にも請求することが出来ない、いってみれば隠れた損害があります。

弁護士費用等、約289万円、弁護士との打合せ、或いは裁判の傍聴について約51万円。

補助事業の返還金374万円に対する加算金が約98万円、合計約438万円が損害賠償請求している額の他にかかっている経費です。

これはどこからも出てきません。

町民の皆さん方の税金から出している。

町長は感情論だけでないよといいますが、総額約1，600万円の損害賠償の他に約438万円別にある。

町の中でいろいろ話を聞いてみました。

10人が10人とも再開すべきでない、損害賠償に少なくても一定の方向付けがなされて、その中で取り引きを再開していくのが正しいという意見が圧倒的です。

先ほど町長から話がありましたが、2月3日の全員協議会の中で各議員から出てきた意見、全く無視されたと思います。

この協議会の各議員の意見はなんであったのか、そんな感じがします。

私は一日も早くこの事件を解決して取り引きを再開したいと思う。

それでも書店がこういう態度であれば今回、損害賠償でも、払わないということですから、仮に一部でも取り引き再開をすべきでないと思います。

町が請求している損害賠償について、一定の目処が付いてから全面でも構わないでしょうが、再開するのが正しいと思いますが。

一般質問

＜長屋町長＞

2月3日の全員協議会の時に一人として再開してもいいという意見はありませんでした。

それは良く分かります。

もう一つは書店がこれまで公の場でお詫びをするということがなかったこともこれは感情の面でも反対しているという非常に大きな理由の一つにあると思います。

そういう意味から一部再開するに当ってもこれはやはり公の場でお詫びをするということが前提条件でしょうということをこちらの方から申し上げ、その結果が25日の全員協議会の終わった後に二人が来てお詫びをし、謝罪をしたということです。

書店の方は迷惑を掛けたということなんです。

役場に書店の社長が来た時に、悪かったという踏み込んだお詫びまではおそらくはいかないでしょうと、何故かというと今裁判で争っているわけですから。

もう一つ、刑事事件では有罪が既に確定していますが、民事事件というものが現在進行中でして、その中でこちら側の損害賠償請求に対して棄却を求めているということは、その部分については認めてないということですから、騒がせたということに対してのお詫びは書店の方からはありましたが、悪かったということについては認めない部分もこれは論理としてあるわけです。

だからその部分は裁判で争って決着を最終的につけていかなければならないことですから、町として損害を請求していく。

そういうことからいくと25日の書店、それから佐藤議員のお詫び会見というのは一つの区切りで、これはお詫びだと私は受け止めてます。

決して議員の皆さん方のその前の時のご意見を無視したというつもりはありません。

その時にも皆さん方に申し上げたのは、ご意見それぞれあるでしょうけれども、自分としてはいわゆる法律の面も考えながらこれはいってみれば処分の延長だとか追加とか、それは新たな事実が無い限りは出来ない。

係争中であり、要するに争いの最中だからといってそのことを理由の更なる処分の延長というのは出来ない。

それをやるとむしろ法律上問題が出てくる。

そういうことから一部再開と決断をした。

私も感情的には議員のおっしゃられることと近いものはもってます。

しかしながら行政の立場として、やはりこは法にのっとって判断しなければならないと決めたわけです。

確かに損害額の他に裁判費用だとか、それから傍聴に行った経費だとか、補助金を返還するに当っての加算金だとか、こういう出費がございます。

これは一般会計から出すということになりますが、これは議会の皆さんにもご理解いただいて承認していただきました。

非常に苦渋な気持ちはありますが、これは止むを得ないと考えている。

＜岩崎議員＞

謝罪と認めたという答弁をいただきました。

であれば損害賠償までいかないと謝罪したことにならない。

最高裁の決定が下ってからもずっと関係が無い、だから払わないと言っていたわけですから。

損害賠償については全く言及も無い。

これで一区切りついたと思ってません。

2月末で取り引き停止が終わったからこれを延長することはできない。

延長する必要はない。

取引停止が終わったというだけで、取り引きするかどうかは、行政側で買うかどうかの話です。

停止期間が終わったから直ぐ再開するということには全くならない。

出来れば謝罪に来た時に損害賠償の話もある程度一定方向に話がつけば再開しましょう